

公認審判員認定規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人日本綱引連盟（以下「連盟」という。）が、綱引競技会に出場する審判員の資格認定に関して必要な事項を定めるものとする。

(認定講習会)

第2条 公認審判員の認定講習会（以下「講習会」という。）は、下記により開催する。

| 種類 | 開催規模 | 主催・主管 | 認定機関 |
|-----|-------------------|-----------------|---------------------|
| AAA | 全国単位 | 連盟 | 連盟 技術審判委員会 |
| AA | ブロック又は 複数の都道府県 | 開催地都道府県 綱引連盟 | 連盟 技術審判委員会 |
| A | 都道府県 | 都道府県綱引連盟 | 都道府県綱引連盟 (連盟に申請) |

2 講習会では、理論講習、実技講習及び審査（理論・実技）を行う。

(講習)

第3条 講習会の講習は、次の内容で行う。

- 理論講習 綱引競技の知識 — 歴史、現状、国際性、社会性
競技規則の理解 — 審判法
綱引競技の科学 — 体力、技術、競技、練習法
競技会の運営
- 実技講習 審判技術 — 役割、規則理解
審判実戦 — 判断と判定技術、試合管理

2 講習会カリキュラム、時間配分については別に定める。

(受講資格)

第4条 公認審判員AAA及びAAの資格を得ようとする者は、次の条件を満たさなければならない。

(1) 公認審判員AA (①又は②の条件を満たすこと)

①公認審判員Aを取得後3年以上の経験を有し、この間競技会の審判員を10回以上務め、かつ過去2年以内に都道府県綱引連盟（以下「地方連盟」という。）主催の公認審判員研修会（以下「研修会」という。）に参加したことがある者で、全日本大会規模の主審、都

道府県大会の審判長を務めることのできる経験豊富で、優れた審判技術を持つ者。

②競技者登録10年以上の経験を有し、経験豊富で優れた知識と技術を持つ者。（監督、トレーナーを含む。また、過去10年以内に競技者登録をしていること）

(2) 公認審判員 A A A

公認審判員 A A を取得後 3 年以上の経験を有し、この間競技会の審判員を 20 回以上勤め、かつ過去 2 年以内に中央研修会に参加したことがある者で、全日本大会規模の審判長を務めることのできる、経験豊富で、卓越した審判技術を持つ者。

(申し込み)

- 第 5 条 公認審判員 A A A 及び A A の資格を得ようとする者は、所定の申込書（様式 I）に記入し、受講料を添えて所属地方連盟に提出する。
- 2 地方連盟は、申込書を一括し、受講料とともに主管連盟に送付する。
 - 3 公認審判員 A の申し込み方法については、各地方連盟で定める。

(運営)

- 第 6 条 講習会の運営は、A A A 講習会は連盟が、A A 講習会は主管連盟が、A 講習会は地方連盟が行う。
- 2 A A A 及び、A A 講習会の講師は連盟技術審判委員会の委員若しくは技術審判委員会より委嘱を受けた者が行う。
A 講習会の講師は、開催地方連盟で適任と認めた者が行い、必要に応じて技術審判委員会より講師を派遣する。

(審査)

- 第 7 条 A A A 及び A A の審査は、技術審判委員会が実施し、審査を行うために認定委員を委嘱することができる。
- 2 認定委員は、講習会にあたり認定に必要な講習、理論及び実技テスト等を行い、審査し合否の判定を行う。
 - 3 講習会の内容、合格基準等については別に定める。

(認定)

- 第 8 条 A A A 及び A A の認定は、それぞれの講習会を受講し、規定科目を履修し、審査に合格した者について連盟理事会の承認を経て認定される。
- 2 講習会の修了者は、その合否に係わらずその年度の研修会を終了

した者と見なす。従って、経歴カードに「講習会終了」の記録を行う。

(登録)

第9条 認定を受けた者は、主管連盟を経て連盟に所定の登録料を添え、登録の手続きをしなければならない。

(申請)

第10条 主管連盟は、講習会の参加者名簿、合格者の登録申請書（様式Ⅰ）、報告書（様式Ⅱ）、登録（合格者）名簿（様式Ⅲ）を、講習会終了後14日以内に連盟に登録料を添えて送付しなければならない。

(認定証)

第11条 認定者には、それぞれの公認審判員の「認定証」、「審判経歴カード」及び「公認審判員章（ワッペン）」を交付する。

付則

1 登録・申請手続き（公認審判員Aにも準用する。）

(1) 申請

- ① 資格認定希望者は、所属地方連盟に「公認審判員認定講習会申込書（登録申請書）」（様式Ⅰ）に受講料を添えて申請する。
- ② 各地方連盟は、資格認定希望者の申込書、受講料を取りまとめ、主管連盟に送付する。
- ③ 主管連盟は、申込書に受講者番号を記入し、受講者一覧表を作成する。
- ④ 講習会当日、受講者に受講者一覧表を配布し、受講者番号を周知させる。
- ⑤ 当日の受付では、「審判経歴カード」を受け取り、合否に係わらず研修会終了の記録をする。

(2) 合格者の手続き

- ① 認定講習会で審査の結果、合格者の「登録（合格者）名簿」（様式Ⅲ）を作成し、合格者の公認審判員番号を10桁の数字で決定する。
- ② 合格者から所定の登録料を徴収し、「認定証」、「登録カード」及び「公認審判員章（ワッペン）」を交付する。
- ③ 主管連盟は、講習会の参加者名簿、合格者の登録申請書（様式Ⅰ）報告書（様式Ⅱ）及び登録（合格者）名簿（様式Ⅲ）を、講習会終了後14日以内に連盟に登録料を添えて送付する。
- ④ 連盟は、各認定講習会の結果を理事会に報告する。

2 公認審判員番号

| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
|------|----|------|--------|-------|
| 審判種類 | 会場 | 合格年度 | 所属地方連盟 | 合格者番号 |
| : | : | : | : | : |
| 1 | 13 | 01 | 13 | 000 |

- ① 審判種類
 - 公認審判員 A A A = 01
 - 公認審判員 A A A (特別認定) = 02
 - 公認審判員 A A = 03
 - 公認審判員 A A (特別認定) = 04
- ② 会場 認定会開催地の都道府県番号
- ③ 合格年度 西暦年度の下2桁
- ④ 所属地方連盟 合格者の所属する都道府県番号
- ⑤ 合格者番号 各会場の合格者の一連番号

公認審判員認定規程の改訂経過

- 1993年7月 制定・施行
- 2004年6月 改訂
- 2008年6月 改訂
- 2015年12月12日 改訂
- 2024年5月11日 改訂